民法の一部を改正する法律案要綱

第一　法定相続分（第九百条関係）

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同一とするものとすること。

第二　施行期日等（附則関係）

一　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとすること。

二　経過措置

改正法の施行前に開始した相続に関しては、なお、改正前の民法の規定を適用するものとすること。